

表-3 下水排除基準

項目	排水量	単位	特定事業場			非特定事業場 非直罰対象事業場	
			50 m <sup>3</sup> /日以上	30 m <sup>3</sup> /日以上	30 m <sup>3</sup> /日未満		
有害物質	カドミウム及びその化合物	mg/ℓ	0.03	0.03	0.03	0.03	
	シアン化合物	mg/ℓ	1	1	1	1	
	有機燐化合物	mg/ℓ	1	1	1	1	
	鉛及びその化合物	mg/ℓ	0.1	0.1	0.1	0.1	
	六価クロム化合物	mg/ℓ	0.5	0.5	0.5	0.5	
	砒素及びその化合物	mg/ℓ	0.1	0.1	0.1	0.1	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/ℓ	0.005	0.005	0.005	0.005	
	アルキル水銀化合物	mg/ℓ	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル	mg/ℓ	0.003	0.003	0.003	0.003	
	トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.1	0.1	0.1	0.1	
	テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.1	0.1	0.1	0.1	
	ジクロロメタン	mg/ℓ	0.2	0.2	0.2	0.2	
	四塩化炭素	mg/ℓ	0.02	0.02	0.02	0.02	
	1・2-ジクロロエタン	mg/ℓ	0.04	0.04	0.04	0.04	
	1・1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	1	1	1	1	
	シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.4	0.4	0.4	0.4	
	1・1・1-トリクロロエタン	mg/ℓ	3	3	3	3	
	1・1・2-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.06	0.06	0.06	0.06	
	1・3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	0.02	0.02	0.02	0.02	
	チウラム	mg/ℓ	0.06	0.06	0.06	0.06	
	シマジン	mg/ℓ	0.03	0.03	0.03	0.03	
	チオベンカルブ	mg/ℓ	0.2	0.2	0.2	0.2	
	ベンゼン	mg/ℓ	0.1	0.1	0.1	0.1	
	セレン及びその化合物	mg/ℓ	0.1	0.1	0.1	0.1	
	ほう素及びその化合物	mg/ℓ	10	10	10	10	
	弗素及びその化合物	mg/ℓ	8	8	8	8	
アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	mg/ℓ	380(125)※	380(125)※	380(125)※	380(125)※		
1・4-ジオキサン	mg/ℓ	0.5	0.5	0.5	0.5		
ダイオキシン類	pg-TEQ/ℓ	10	10	10	10		
環境項目	クロム及びその化合物	mg/ℓ	2	2	2	2	
	銅及びその化合物	mg/ℓ	3	3	3	3	
	亜鉛及びその化合物	mg/ℓ	2	2	2	2	
	フェノール類	mg/ℓ	5	5	5	5	
	鉄及びその化合物(溶解性)	mg/ℓ	10	10	10	10	
	マンガン及びその化合物(溶解性)	mg/ℓ	10	10	10	10	
	生物化学的酸素要求量 BOD	mg/ℓ	600(300)	600(300)	600(300)	600(300)	
	浮遊物質 量 SS	mg/ℓ	600(300)	600(300)	600(300)	600(300)	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉛油類	mg/ℓ	5 ※	5 ※	5	5
		動植物油脂類	mg/ℓ	30 ※	30 ※	30	30
	窒素含有量	mg/ℓ	240(150)※	240(150)※	240(150)	240(150)	
	燐含有量	mg/ℓ	32(20)※	32(20)※	32(20)	32(20)	
	水素イオン濃度 pH	指数	5~9 (5.7~8.7)	5~9 (5.7~8.7)	5~9 (5.7~8.7)	5~9 (5.7~8.7)	
	温度	℃	45(40)	45(40)	45(40)	45(40)	
	沃素消費量	mg/ℓ	220	220	220	220	
色又は臭気		支障をきたさないこと	支障をきたさないこと	支障をきたさないこと	支障をきたさないこと		

備考：1.( )内の数値は、製造業又はガス供給業に適用する。  
2.※印 大阪府生活環境の保全に関する条例の上乗せ基準による。  
3.基準値中太枠は、直罰による規制に係る排除基準である。